

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理 番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的 内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事 項)	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資 料	意見	補足資 料
75	県費負担教職員の人事権(任命権)及び教職員定数設定権限等の移譲	都道府県教育委員会の県費負担教職員の人事権(任命権)、県費負担教職員に係る定数の決定、及び学級編成基準の決定についての権限を中核市に移譲する。 また、県費負担教職員の給与負担、及び管理事務すべてを行うための必要経費確保のため財源についても移譲する。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	少子高齢化・国際化が進む中、これまでの画一的な施策では対応できない様々な教育課題が生じていて、少人数学級の更なる推進や地域の特性に応じた教育職員の配置等を柔軟に行い、様々な教育ニーズに対応できる地方分権型の仕組みづくりが必要となっている。 そのためには、地方の権限と責任の明確化や一体化、地域に根ざした優秀な人材を確保・育成することが必要であり、既に移譲されている服務の監督に関する権限だけでなく、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員(県費負担教職員)の人事権(任命権)や、これに関する県費負担教職員の定数の決定権、学級編成基準の決定についても移譲される必要がある。人事権が住民により近い立場にある市に移譲されることにより教職員の人事評価を的確に反映させることが可能になると考える。 また、人事権(任命権)やこれに関する決定権が移譲される場合には、財源の確保も必須となる。具体的には、教職員の異動や新規教職員採用、管理職選考、懲戒・分限処分、給与手続きなどに関する事務を行う人員体制の構築と事務処理に係る経費の担保が必須となると考える。このように、事務処理に係る経費を担保したうえで、県費負担教職員の給与等の負担についても移譲されることで、移譲された市はより責任感を持って教職員の異動や管理、監督責任を果たすこととなると考える。 なお、権限の移譲に当たっては、個々の都道府県の特例条例による権限移譲ではなく、法改正による権限移譲とすることとし、移譲を希望する基礎自治体への県費負担教職員の人事権等の権限移譲の早期実現を強く要望する。 ※制度改正による効果や人事交流の仕組みについては別紙のとおり	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第37条第1項、第41条第1項、第2項、第42条、第46条、第58条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第3条第2項 市町村立学校職員給与負担法 第1条	松山市は、都市部、山間部、島嶼部と自然に恵まれた環境が揃っており、様々な環境下で教職員が研鑽を積んでいるが、一方、周辺市町では教職員の交流が松山市と無くなってしまっているのではないかと懸念材料もあると考える。 そこで、移譲が現実のものとなる場合には、人事交流など、周辺市町教育委員会との連携を密にする必要があると考える。 ※別紙あり ・制度改正による効果、人事交流の仕組み等(松山市)	文部科学省	松山市	E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。 この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。 このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。 市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとした。	本市では、移譲に向けた県との協議の中で、広域での人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築していくとともに、他市町へ移譲のための説明を行い、理解を得ていきたいと考えている。 国においては、法改正による中核市への権限移譲について、積極的な検討をお願いしたい。	-	政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方については、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるようにするべきである。	-

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		平成26年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年1月30日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
意見	補足資 料		区分	回答		措置方法 (検討状 況)	実施(予 定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【全国市長会】 人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と答申されている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することとしているが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現すること。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行うこと。	-	○人事交流の仕組みの構築について、今後どのように検討を進めるか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。 ○事務処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における運用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を急ぐべきではないか。 ○県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事務処理特例制度の活用を推進すべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理 したがって、市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村との間で合意がなされる場合には、必要な対応を検討することとした なお、「手挙げ方式」との御提案であれば、現行制度における事務処理特例制度を活用し、都道府県及び周辺市町村との調整がつき次第市町村に人事権を移譲することも可能であり、積極的に活用いただきたい。	5【文部科学省】 (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。 また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。	【権限移譲】	平成27年2月5日	県費負担教職員の人事権等の都道府県から中核市等への移譲について、事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施すること、また人事権の移譲を希望する中核市等が、関係する都道府県や市町村と協議の場を設けようとする等の場合には、関係者への協力の依頼や会議への出席、情報提供など必要な支援を行っていく旨、事務連絡を发出した(県費負担教職員の人事権の中核市等への移譲について(平成27年2月5日初等中等教育企画課事務連絡))。	引き続き指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえ、都道府県及び町村の意見を確認の上、両者間で合意がなされる場合は必要な対応を検討する。
						通知	平成27年2月5日	県費負担教職員の人事権の中核市等への移譲について(平成27年2月5日初等中等教育企画課事務連絡)	

管理 番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的 内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事 項)	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資 料	意見	補足資 料
84	県費負担教職員の人事権や学級編制基準制定権及び教職員定数権に関する権限の市への移譲	県費負担教職員の人事配置や学級編制に関する1学級の定数の基準の制定及び教員配当の定数の決定に関する権限移譲を希望する中核市に移譲する。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【制度改正の経緯】 現場に近い市が子どもの状況や学校の運営状況をより詳細に把握しており、市が主体性を発揮し、創意工夫を活かした特色ある質の高い義務教育を実現するとともに、地域に根ざした人材を育成・確保するためには、人事権や学級編制基準及び教員定数の決定に関する権限が市に移譲されることが不可欠である。 【制度改正の必要性】 本市においては、地域の実情に応じ、児童生徒に対してきめ細かい個に応じた指導を推進し、学力の向上や心の教育の充実を図りたいと考えているが、そのためには、より良い教育環境が必要であり、上記の人事権等の市への移譲が必要と考える。 【制度改正による効果】 市に人事権があることにより、学校地域の実情にあった教職員配置、市立学校が必要としている能力の高い教員の採用を、市が責任を持って実施できる。 【小規模市町村との人事交流】 現在、和歌山県の場合には、郡市間の人事交流を実施し調整しており、このシステムを続けることが必要である。 【権限移譲に伴う財源移譲】 人事権と給与負担が一致することにより、権限と責任の一元化が図られ、より地域の実情に応じた教育施策の実現が可能になると考えるため、権限移譲にあたっては、県費負担教職員の給与負担、及び必要な所要額全額の財源を市に移譲する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 市町村立学校職員給与負担法	-	文部科学省	和歌山市	E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。 この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。 このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。 市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。	和歌山市としては、地方分権改革の推進者としての中核市の役割を強く意識しています。 県費負担教職員の人事権等の移譲に関しては、希望する中核市に権限を移譲する方向で、検討していただきたい。 小規模市町村単独の人事についての弊害については、小規模市町村を含む一定規模の区域を設定し、その区域間及び中核市との間で人事交流の仕組みを構築することによって、解決できると考えます。したがって、現時点では、中核市への移譲実現に向けた法的な整備の検討をお願いしたい。	-	政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方については、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるようにするべきである。	-

全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		平成26年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年1月30日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【全国市長会】 人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と答申されている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することとしているが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現すること。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行うこと。	－	○人事交流の仕組みの構築について、今後どのように検討を進めるか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。 ○事務処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における運用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を急ぐべきではないか。 ○県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事務処理特例制度の活用を推進すべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。 したがって、市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村との間で合意がなされる場合には、必要な対応を検討することとした。 なお、「手挙げ方式」との御提案であれば、現行制度における事務処理特例制度を活用し、都道府県及び周辺市町村との調整がつき次第市町村に人事権を移譲することも可能であり、積極的に活用いただきたい。	[再掲] 5【文部科学省】 (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。	【権限移譲】	平成27年2月5日	県費負担教職員の人事権等の都道府県から中核市等への移譲について、事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施すること、また人事権の移譲を希望する中核市等が、関係する都道府県や市町村と協議の場を設けようとする等の場合には、関係者への協力の依頼や会議への出席、情報提供など必要な支援を行っていく旨、事務連絡を発出した(県費負担教職員の人事権の中核市等への移譲について(平成27年2月5日初等中等教育企画課事務連絡))。	引き続き指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえ、都道府県及び町村の意見を確認の上、両者間で合意がなされる場合は必要な対応を検討する。
						通知	平成27年2月5日	県費負担教職員の人事権の中核市等への移譲について(平成27年2月5日初等中等教育企画課事務連絡)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的 内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
346	県費負担教職員の人事権等の移譲	・都道府県教育委員会に属する、県費負担教職員の任命権を中核市教育委員会に移譲する。 ・都道府県が定めるように規定されている学級編制基準及び県費負担教職員の定数決定権を中核市に移譲する。 ・都道府県の負担としている市町村立小中学校の職員の給与等を中核市の負担とする。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 市町村にとって、県費負担教職員は市町村の職員であるものの、その任命権は都道府県にあるため、所属市町村への帰属意識が乏しい面がある。また、中核市独自の教職員研修を実施しても、養成した教職員が他市町村に異動することが多く、費用対効果の面でも課題がある。 学級編制について、法的には各市町村の判断により柔軟な編制が可能となっているが、教職員配当などの定数決定権がない。 【制度改正の必要性】 教育の責任を負う市町村が、学校設置者として、より主体性を発揮し、創意工夫した特色ある教育を行うためには、地域に根ざした意識をもつ優秀な教職員の確保が必要である。 定数決定権が、給与・手当等の決定権限及びその財源を伴い移譲されることにより、学校の実情に応じた定数措置や少人数学級の編制など、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実が可能となる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条及び第41条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条 市町村立学校職員給与負担法第1条	-	文部科学省	大分市	E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。 この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。 このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。 市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。	特になし。	-	政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方については、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるようにするべきである。	-

全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		平成26年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年1月30日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【全国市長会】 人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と答申されている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することとしているが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を実現すべく早急に検討を行うこと。なお、検討期間に期限を設けるなど、確実な検討を行うこと。	-	○人事交流の仕組みの構築について、今後どのように検討を進めるか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。 ○事務処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における運用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を急ぐべきではないか。 ○県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事務処理特例制度の活用を推進すべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。 したがって、市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村との間で合意がなされる場合には、必要な対応を検討することとしたい。 なお、「手挙げ方式」との御提案であれば、現行制度における事務処理特例制度を活用し、都道府県及び周辺市町村との調整がつき次第市町村に人事権を移譲することも可能であり、積極的に活用いただきたい。	[再掲] 5【文部科学省】 (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。	【権限移譲】	平成27年2月5日	県費負担教職員の人事権等の都道府県から中核市等への移譲について、事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施すること、また人事権の移譲を希望する中核市等が、関係する都道府県や市町村と協議の場を設けようとする等の場合には、関係者への協力の依頼や会議への出席、情報提供など必要な支援を行っていく旨、事務連絡を発出した(県費負担教職員の人事権の中核市等への移譲について(平成27年2月5日初等中等教育企画課事務連絡))。	引き続き指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえ、都道府県及び町村の意見を確認の上、両者間で合意がなされる場合は必要な対応を検討する。
						通知	平成27年2月5日	県費負担教職員の人事権の中核市等への移譲について(平成27年2月5日初等中等教育企画課事務連絡)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的 内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
399	県費負担職員の人事権等の移譲	区立小中学校教職員の人事権、教職員定数などの権限を必要な財源と併せ、特別区に移譲する。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 現状では、人事権等が都にあることや、各学校の状況を区教育委員会でまとめ、都へ報告するため、区が責任を持つて、地域の実情に応じた学校教育を推進できる体制にはなっていない。(※1) 一方で地域防災拠点としての学校の位置づけ、学校支援地域本部の立ち上げ等、学校と地域(町会、自治会)との結びつきは新たな局面を迎えている。(※2) 【制度改正の必要性】 人事権等が移譲された場合、①「特別区人事委員会の共同処理により、ある一定規模の安定した採用等が行える一方で、各区独自の人材育成により、区独自の教育施策を推進することが容易になる。」②「各区の人事構想に基づき人事の調整を図ることによって、施策の推進、課題を解消できる組織力の強化につながる」といった地域の実情に合わせた効率的な人事を行うことが可能となる。 * その他(特記事項)欄のとおり、(※1)(※2)に関する具体的な支障事例は別紙に記載。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第40条、第41条 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第10条	「具体的な支障事例」については、別紙に記載。	文部科学省	特別区長会	E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。 この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。 このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。 市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。	提案の実現に向け、地方分権推進の観点から移譲に向け前向きな検討をされたい。 また、追加の支障事例として、「服務事故を起こした教職員の処分権限が東京都にあることから、処理の手続きとして区教育委員会と都教育委員会で事故報告書の作成、事情聴取の手続き等で二重の処理が生じ、処分に至るまで相当な時間がかかるため、教職員への指導と懲戒処分が一貫性のないものとなっている。」ことが挙げられる。 なお、現在、学校現場には、県費負担の事務職員と区費の事務職員が混在し、同一の学校の事務職員でありながら、人事権が都と区に別れていることから、二つの人事制度により人事管理を行っており、給与制度、休暇制度、勤務時間制度等も異なるため同一職場で同一労働に従事しているものの労働条件が異なる実態がある。	政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方については、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるようにするべきである。		

全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		平成26年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年1月30日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【全国市長会】 人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と答申されている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することとしているが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現すること。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行うこと。	－	○人事交流の仕組みの構築について、今後どのように検討を進めるか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。 ○事務処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における運用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を急ぐべきではないか。 ○県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事務処理特例制度の活用を推進すべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。 したがって、市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村との間で合意がなされる場合には、必要な対応を検討することとしたい。 なお、「手挙げ方式」との御提案であれば、現行制度における事務処理特例制度を活用し、都道府県及び周辺市町村との調整がつき次第市町村に人事権を移譲することも可能であり、積極的に活用いただきたい。	[再掲] 5【文部科学省】 (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。	【権限移譲】	平成27年2月5日	県費負担教職員の人事権等の都道府県から中核市等への移譲について、事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施すること、また人事権の移譲を希望する中核市等が、関係する都道府県や市町村と協議の場を設けようとする等の場合には、関係者への協力の依頼や会議への出席、情報提供など必要な支援を行っていく旨、事務連絡を発出した(県費負担教職員の人事権の中核市等への移譲について(平成27年2月5日初等中等教育企画課事務連絡))。	引き続き指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえ、都道府県及び町村の意見を確認の上、両者間で合意がなされる場合は必要な対応を検討する。
						通知	平成27年2月5日	県費負担教職員の人事権の中核市等への移譲について(平成27年2月5日初等中等教育企画課事務連絡)	

管理 番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的 内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事 項)	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資 料	意見	補足資 料
438	県費負担教職員の人事権の市への移譲	県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲ができるようにするとともに、移譲に伴う経費について確実な財政措置を講じること。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 小中学校は、市町村が設置し、教職員も市町村に身分を有していながら、市町村立学校職員給与負担法により給与負担が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項の規定により人事権が都道府県・指定都市にあるため、市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない。 県費負担教職員の不祥事等に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第3項の規定により任免、分限又は懲戒に関する事項は都道府県条例で定められ、市では懲戒処分をすることができず、教職員は、人事権や処分権がある都道府県への帰属意識が強くなり、地域に根差す意識を持ちにくくなっている。 市町村の教職員人事権について、都道府県から義務教育の実施主体である市町村に移譲することが望ましいといった中央教育審議会の答申が出されているが、一向に進展がない。 【懸念の解消策】 別紙のとおり	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項、43条3項、58条1項	別紙あり ・懸念の解消策	文部科学省	全国特例市市長会	E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。 この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。 このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。 市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。	第1次回答では「指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえて」とあるが、教職員の人事権については、既に指定都市に移譲されていることや大阪府豊能地区における実績を踏まえると、給与負担の移譲の状況を待つのではなく、早急にご検討をいただきたい。 また、「都道府県及び町村の意見を御確認いただき」とあるが、提案団体が都道府県や町村の意見集約をし、総意を得た上で提案するということは困難である。本提案内容は、国において継続的に議論されていること、また、過去に全国知事会や全国市長会、中核市市長会や全国特例市市長会などから数多くの要望や提言を行っていることを踏まえると、国の責任において制度設計を図るべきと考ええる。 現状の都道府県主導の事務処理特例制度の下では都道府県の権限移譲に対する姿勢や財政支援措置に差異があることから、移譲を希望する市に等しく権限及び財源を移譲するために、法による権限移譲を求めるものである。 本提案は、「県費負担教職員の人事権の移譲」に関し「希望する市への移譲」として、新たに制度化された「手挙げ方式」による権限移譲を求める内容となっている。これまでの国における継続的な議論に加えて、新たな「手挙げ方式」での実現可能性も含めてご検討いただきたい。	有	政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方については、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるようにするべきである。	-

全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		平成26年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年1月30日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【全国市長会】 人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と答申されている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することとしているが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現すること。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行うこと。	-	○人事交流の仕組みの構築について、今後どのように検討を進めるか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。 ○事務処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における運用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を急ぐべきではないか。 ○県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事務処理特例制度の活用を推進すべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。 したがって、市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村との間で合意がなされる場合には、必要な対応を検討することとしたい。 なお、「手挙げ方式」との御提案であれば、現行制度における事務処理特例制度を活用し、都道府県及び周辺市町村との調整がつき次第市町村に人事権を移譲することも可能であり、積極的に活用いただきたい。	[再掲] 5【文部科学省】 (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。	【権限移譲】	平成27年2月5日	県費負担教職員の人事権等の都道府県から中核市等への移譲について、事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施すること、また人事権の移譲を希望する中核市等が、関係する都道府県や市町村と協議の場を設けようとする等の場合には、関係者への協力の依頼や会議への出席、情報提供など必要な支援を行っていく旨、事務連絡を発出した(県費負担教職員の人事権の中核市等への移譲について(平成27年2月5日初等中等教育企画課事務連絡))。	引き続き指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえ、都道府県及び町村の意見を確認の上、両者間で合意がなされる場合は必要な対応を検討する。
						通知	平成27年2月5日	県費負担教職員の人事権の中核市等への移譲について(平成27年2月5日初等中等教育企画課事務連絡)	

管理 番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的 内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事 項)	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資 料	意見	補足資 料
689	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲(参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【制度改正の経緯】 県費負担教職員の人事権を有する指定都市に対して、給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定を移譲することを内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)が本年6月4日に公布され、平成29年度を目途に移譲されることとなった。 大阪府では、地方分権をより一層推進する観点から、義務教育の実施主体である市町村の権限と責任を明確化するため、条例による事務処理の特例制度を活用し、小中学校の教職員の人事権を平成24年度に豊能地区3市2町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)へ移譲した。 【制度改正の必要性】 県費負担教職員の人事権と給与負担は一致すべきであることから、特例制度により人事権を移譲した市町村に対しても指定都市と同様の取扱いがなされれば、市町村がより主体的に義務教育を実施することができるようになる。 【制度改正の効果】 義務教育の実施主体である市町の責任と権限が明確になる。 給与や勤務条件を独自に決定できることにより、地域の実情に応じた特色ある教育を行なうための人材を確保する事ができる。	市町村立学校職員給与負担法(5条) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(附則15条) 義務教育費国庫負担法(8条) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(9条)	-	文部科学省	大阪府	E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。 この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。 このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。 市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。	人事権を有しない市町村への人事権等の移譲について、実現に向けて対応を検討することだが、大阪府では、小規模市町村における教職員の人材確保等の問題を考慮したうえで、一定規模の生徒数や教職員数が得られるブロック単位で人事権を移譲することとしている。この考え方で、人事権を移譲した豊能地区3市2町においては、法定協議会による事務の共同処理や、教員採用選考の共同実施などにより教職員人事行政の運営に支障は生じていない。 については、このような対応がなされたうえで、すでに条例による事務処理の特例制度を活用し人事権を有している市町に対しては、指定都市と同様に給与等の負担の移譲が早急になされるべきである。	-	政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方については、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるようにするべきである。	-

全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		平成26年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年1月30日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【全国市長会】 人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と答申されている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することとしているが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現すること。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行うこと。	－	○人事交流の仕組みの構築について、今後どのように検討を進めるか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。 ○事務処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における運用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を急ぐべきではないか。 ○県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事務処理特例制度の活用を推進すべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権者と給与負担者の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)は、事務処理特例制度を活用している場合であっても、都道府県が有することから、当該制度を活用している市町村の給与等の負担の市町村への移譲は、法律上の人事権の移譲と合わせて検討することが必要である。 小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。 したがって、市町村への法律上の人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び市の意見を御確認いただき、都道府県や市との間で合意がなされる場合には、必要な対応を検討することとしたい。	[再掲] 5【文部科学省】 (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。	【権限移譲】	平成27年2月5日	県費負担教職員の人事権等の都道府県から中核市等への移譲について、事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施すること、また人事権の移譲を希望する中核市等が、関係する都道府県や市町村と協議の場を設けようとする等の場合には、関係者への協力の依頼や会議への出席、情報提供など必要な支援を行っていく旨、事務連絡を発出した(県費負担教職員の人事権の中核市等への移譲について(平成27年2月5日初等中等教育企画課事務連絡))。	引き続き指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえ、都道府県及び町村の意見を確認の上、両者間で合意がなされる場合は必要な対応を検討する。
						通知	平成27年2月5日	県費負担教職員の人事権の中核市等への移譲について(平成27年2月5日初等中等教育企画課事務連絡)	

管理 番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的 内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事 項)	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資 料	意見	補足資 料
969	県費負担教職員 人事権の移譲 教職員の定数決 定権及び学級編 制基準制定権の 移譲 教職員の給与等 決定権の移譲	教職員の人事権等 を都道府県から中 核市に移譲すること で、地域の実情に 応じた特色ある教 育の実施が可能に なる。中核市には既 に研修権が移譲さ れているが、異動に よりその効果を活か しづらいことや研修 意識の高揚を図る という点で支障と なっており、中核市 に人事権が移譲さ れることで、地域に 根ざした優秀な人 材の育成・確保が 可能になる。また、 人事権と給与負担 は一致すべきであ り、給与等決定権に についても移譲する とともに学級編制基 準制定権及び教職 員定数権の移譲も 併せて求めるもの である。 (参考) 指定都市について は、第4次一括法に より移譲済み	【支障事例】 英語科の副読本を独自に作成し英語教育研修に注力す るも、育成した教諭が他市町に異動することがあり、研修 の成果を地域の教育に還元できない。 市の職員である一方、人事権が県にあるのは責任と権限 の不一致であり、教職員が不祥事を起こした場合等の懲 戒処分を決める際、服務監督者は市でありながら、処分 の決定は県が行っているため、県と市の懲戒処分の基準 が異なり、市職員の処分と整合しない場合がある。 中学に入学すると不登校になる生徒が多いため、その対 応として中1を35人学級にしたいと考えても、県の方針に 従わなければならないので市の方針で進めることができな い。 市内に多くの外国人児童生徒が在籍しているにもかかわ らず、外国語に堪能な教員や日本語指導ができる教員の 加配が十分ではない。 【制度改正の必要性】 地域の実情に応じた特色ある教育行政が市の行政と一体 となって行われるためには、人事権等の移譲が必要であ り、また、複式学級など地域の実態に応じた教職員の配 置を行うことで課題への柔軟かつ迅速な対応が可能とな るとともに、教育活動の充実につながるものである。 【懸念の解消策】 人事異動はできるだけ広域性が必要であるなどの懸念に ついては、現状においても市内での人事異動がほとんど であり固定化していないとする市があるほか、近隣市町村 との人事交流や広域連合等広域連携の仕組みの中で解 消できると考える。そうした状況は各中核市で事情が異な るので、選択制とすることにより実情に応じた移譲ができ ると考える。	地方教育行政 の組織及び運 営に関する法 律 公立義務教育 諸学校の学級 編制及び教職 員定数の標準 に関する法律 市町村立学校 職員給与負担 法	-	文部科学 省	中核市市 長会	E 提案 の実現に 向けて対 応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、 学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以 下同じ。)を都道府県から市町村に移譲すること については、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第 4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事 権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教 職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費 負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数 の決定及び学級編制基準の決定については、教育 行政の在り方についての検討状況や、県費負担教 職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度 の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕 組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方 向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の 理解を得て、平成25 年度以降、結論が得られたも のから順次実施する。」こととされている。 この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審 議会においては、市町村への人事権の移譲につい ては、都道府県に人事権があることにより、教職員 を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという 意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用 することにより、責任と権限を一致させるべきである などの意見があった。一方で、離島・中山間地域で は管理職の不足など広域人事が必要となる状況が あり、町村単独で人事を行うことは困難である。小 規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないか などの意見があった。 このため、平成25年12月の中央教育審議会答 申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一 定規模の区域や都道府県において人事交流の調 整を行うようにする仕組みを構築することを前提と した上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市を はじめとする市町村に移譲することを検討する」とさ れたところである。 市町村への人事権等の移譲については、平成29 年4月に予定されている指定都市への給与負担等 の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町 村の意見を御確認いただき、都道府県や町村にお ける教職員人事行政に差し支えがないことが確認 できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。	県費負担教職員の人事権等について、中核市をはじめと する市町村に移譲することを検討するとされているが、こ れまでの検討過程において全中核市一律での移譲を前 提としていることで移譲が進まないのではないかと考え る。地方分権改革を進め移譲を実現するためには、選択 的に移譲する「手挙げ方式」の活用も必要であり、中核市 市長会としては、「手挙げ方式」で希望する中核市への移 譲を提案したものである。 小規模市町村を含む一定規模の区域における人事交流 の仕組みについては、地方自治法に基づく協議会、広域 連合などの仕組みを活用することで対応可能であると考 えている。都道府県及び町村との調整については、今後 の移譲実現に向けた検討の中で必要に応じ適切に対応し ていきたいと思うが、まずは、国において意見の確認方法 や制度設計を示していただき、その上で、その方針を踏ま えながら都道府県や町村と協議するといったプロセスを考 えている。 国においては、市町村への人事権等の移譲にあたり、指 定都市への給与等の移譲において現時点で踏まえなけ ればならない事項を示すとともに必要な対応の検討を早 急に進めていただきたい。	-	政令指定都市以外の市町村における教 職員の人事権と給与負担の在り方につ いては、広域での人事交流の調整の仕 組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じ て決定できるようにするべきである。	-

全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		平成26年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年1月30日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【全国市長会】 人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と答申されている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することとしているが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現すること。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行うこと。	-	○人事交流の仕組みの構築について、今後どのように検討を進めるか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。 ○事務処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における運用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を急ぐべきではないか。 ○県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事務処理特例制度の活用を推進すべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。 したがって、市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村との間で合意がなされる場合には、必要な対応を検討することとした。 なお、「手挙げ方式」との御提案であれば、現行制度における事務処理特例制度を活用し、都道府県及び周辺市町村との調整がつき次第市町村に人事権を移譲することも可能であり、積極的に活用いただきたい。	[再掲] 5【文部科学省】 (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。	【権限移譲】	平成27年2月5日	県費負担教職員の人事権等の都道府県から中核市等への移譲について、事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施すること、また人事権の移譲を希望する中核市等が、関係する都道府県や市町村と協議の場を設けようとする等の場合には、関係者への協力の依頼や会議への出席、情報提供など必要な支援を行っていく旨、事務連絡を発出した(県費負担教職員の人事権の中核市等への移譲について(平成27年2月5日初等中等教育企画課事務連絡))。	引き続き指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえ、都道府県及び町村の意見を確認の上、両者間で合意がなされる場合は必要な対応を検討する。
						通知	平成27年2月5日	県費負担教職員の人事権の中核市等への移譲について(平成27年2月5日初等中等教育企画課事務連絡)	

管理 番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的 内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事 項)	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資 料	意見	補足資 料
519	認定こども園に おける給食の外 部搬入の拡大	認定こども園の給 食は、3歳以上児へ の給食の提供に限 り外部搬入が認め られているが、3歳 未満児についても 外部搬入を認める こと。	認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理である が、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、 外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認めら れている。 幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域の ニーズとして3歳未満児の受入れを検討しているが、自園 調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に 踏み切れないという現状がある。 3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入 できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えること により、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待 機児童解消に資することが期待できる。	就学前の子ど もに関する教 育・保育等の 総合的な提供 の推進に関す る法律第3条 第2項及び第 4項の規定に 基づき文部科 学部と厚生労 働大臣とが協 議して定める 施設の設備及 び運営に関す る基準		文部科学 省、こども 家庭庁	神奈川県	C 対応 不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食 の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革 特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、 関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き 課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査 結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評 価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹 底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保 育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた 保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行 状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」 こととされた。 したがって、現時点において、3歳未満児の給食の 外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではな く、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが 必要。 また、公立保育所の場合は、自市町村の学校給食 センター等により外部搬入を行うことから、自市町村 の施設・職員等による対応が可能であるのに対し、 私立保育所の場合は、公立保育所の場合のように 自ら有する施設・職員等ではなく、特にきめ細かな 個別対応や配慮が必要となる3歳未満児について は、搬入元と搬入先では公立保育所の場合以上に 連携が必要となる。しかし、公立保育所の場合で あっても、搬入元と搬入先の連携が課題として明ら かになっている以上、私立保育所ではなおさら解決 すべき課題が大きいことから、現時点においては、 特区での対応も困難である。 これは、3歳未満児を受け入れる認定こども園につ いても同様である。	3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められてお らず、20人以上を受け入れる場合には、調理室の設置が 必要となる。 特に幼稚園から認定こども園へ移行するにあたって、調 理室の設置は移行の妨げとなっている。 国として認定こども園化を促進するということであれば、 「新制度以降に検討」ではなく、極力早期に対応すること を検討いただきたい。 28年度の評価・調査委員会の評価を踏まえての検討に固 執しては、喫緊の課題である待機児童対策に重大な支障 が生じるため速やかに対応すべき。 また、搬入元と搬入先の連携を課題として挙げているが、 事前準備を入念に行うことにより、解決できると考える。		「従うべき基準」については、地方分権 改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、 廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基 準へ移行するべきである。 それまでの間については、提案団体の 提案の実現に向けて、積極的な検討を 求める。	

全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		平成26年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年1月30日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は基準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。		○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であつても公立であつても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。	C 対応不可	前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。	＜平26＞ 6【文部科学省】 (3)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(厚生労働省と共管) (ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。 ・公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置する。 ・私立の幼保連携型認定こども園については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。 (iii)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。 ＜平29＞ 6【文部科学省】 (15)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児に対する食事の外部搬入については、公立幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲] (関係府省:内閣府及び厚生労働省) (iii)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する食事の外部搬入については、幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入の導入と併せて検討し、必要な措置を講ずる。[再掲] (関係府省:内閣府及び厚生労働省) ＜令4＞ 6【文部科学省】 (13)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児に対する食事の外部搬入については、公立幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省) (iii)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供における3歳未満児に対する食事の外部搬入については、幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入の導入と併せて検討し、必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)	(H26対応方針(ii)1ポツ目)省令 (上記以外)検討予定	(H26対応方針(ii)1ポツ目)平成27年9月4日 (上記以外)未定(「今後の予定」参照)	平成29年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、評価・検討を実施し、食事提供の外部搬入について、「その効果やニーズが一定程度認められる一方、課題も多く、全国展開は時期尚早」とであるとされた。 平成29年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会にて、下記の対応をとることとされた。 ・関係府省庁は、認定こども園の食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。 ・令和3年12月に保育所等における食事の提供体制に関する実態調査を改めて行った。その結果等を踏まえて、令和4年5月13日の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、令和7年度までに改めて評価を行うこととされた、特例(920)の全国展開に関する議論の結果を踏まえて改めて評価を行うこととされた。	構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、令和7年度末までに改めて評価を行うこととされた、特例(920)の全国展開に関する議論の結果を踏まえて、改めて評価を行う予定。

管理 番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的 内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事 項)	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資 料	意見	補足資 料
790	認定こども園に おける保育室面 積、食事の提供 方法、園舎及び 園庭の位置等に 関する事項等、 「従うべき基準」 とされている事 項の見直し	認定こども園におけ る保育室の面積、 食事の提供方法、 園舎及び園庭の位 置等に関する事項 等について、「従う べき基準」とされて いるものについて、 必要となる財源を措 置した上で、「参酌 すべき基準」に見直 すこと。	【支障事例】 児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の 実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に 決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの 面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の 確保が難しい都市部では問題がある。 乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自 園調理が施設運営の大きな負担となっている施設があ る。 都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、 園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域があ る。 【改正による効果】 地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の 解消や施設の合理化を図ることができる。	就学前のこども にも関する教 育、保育等の 総合的な提供 の推進に関す る法律第13条 第2項		文部科学 省、こども 家庭庁	兵庫県 【共同提 案】 京都府、 大阪府、 和歌山 県、鳥取 県、徳島 県	C 対応 不可	子どもの健康や安全、発達に直接影響を与 える事項については国が最低限の基準を定めるべ きであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るもの については「従うべき基準」として全国一律の基準と している。その理解の下、既に地方分権改革推進計 画(平成21年12月15日閣議決定)において、以下の とおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も 認められない。なお、「従うべき基準」を上回る基準 については、現行でも設定することは可能。これは、 保育所に限らず、幼保連携型認定こども園について も同様である。 ※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議 決定)(抄) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45 条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、 中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び 保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任す る。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格 に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に 関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準 に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対 する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基 準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規 定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する 基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただ し、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限 り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の 面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。	以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求 める。 ・平成21年度以降、少子化が深刻化し、保育の必要性が 高まっていることから、国の基準を参酌し、地方がそれぞ れの実情に応じて定めることができる仕組みとすべき。 ・また、基準は条例で定めることから、議会の議決を要す ることはもちろん、新制度を踏まえ、地域における子ども・ 子育て支援方策については、保護者、地域の事業者や学 識者等の幅広い関係者が参画する地方版子ども・子育て 会議や児童福祉審議会等において議論するシステムが 構築されている		「従うべき基準」については、地方分権 改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏 まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。	

全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		平成26年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年1月30日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。 【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率 化等の観点から「従うべき基準」を廃止 し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ の移行を検討すべきである。		【保育士配置・居室内積基準の参酌基準化】 ○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求 める。 ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3 次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性 及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関 係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)(第 1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略) …新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並び に附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの 規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政 機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必 要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措 置を講ずるものとする。」と規定されている。 ・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に 増やしても待機児童が解消されていない地域が存在する 一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得てい る実態もあることは、附則第46条に照らしても「事情の変 更」と言えるのではないか。 ・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を 持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消 のために保育制度全般の枠組みが変わると言う「事情の 変更」であり、これも附則第46条が想定していることで はないのか。 ・ 認可保育所における保育従事者にすべて保育士を 要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者 が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型 保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが 保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫 性を欠いている。 【給食の外部搬入条件の緩和】 ○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案 は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ 以上、(市町村の委託を受けた)私立であつても公立で あつても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これ を守る施設には選択肢を与えるべきである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所 が民営化できないといった支障事例もある。	C 対応 不可	前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保 障に直接影響を与える事項については国が最低限の基 準を定めるべきである。 なお、「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基 準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応じて条 例を制定することが可能となっている。	[再掲] ＜平26＞ 6【文部科学省】 (3)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関す る法律(平18法77)(厚生労働省と共管) (ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関す る基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の 食事の提供については、次のとおりとする。 ・公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造 改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置する。 ・私立の幼保連携型認定こども園については、平成28年度の構造改革特別 区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。 (iii)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関す る法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大 臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26内 閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼保連携型認定こども園以 外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する給食の 外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調 査委員会の評価を踏まえて検討する。 ＜平29＞ 6【文部科学省】 (15)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関す る法律(平18法77) (ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関す る基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児に対 する食事の外部搬入については、公立幼保連携型認定こども園における3 歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再 掲] (関係府省:内閣府及び厚生労働省) (iii)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関す る法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大 臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26内 閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼保連携型認定こども園以 外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する食事の 外部搬入については、幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対す る食事の外部搬入の導入と併せて検討し、必要な措置を講ずる。[再掲] (関係府省:内閣府及び厚生労働省) ＜令4＞ 6【文部科学省】 (13)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関す る法律(平18法77) (ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関す る基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児に対 する食事の外部搬入については、公立幼保連携型認定こども園における3 歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省) (iii)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関す る法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学 大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼保連携型認定こども園 以外の認定こども園における食事の提供における3歳未満児に対する食事 の外部搬入については、幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対 する食事の外部搬入の導入と併せて検討し、必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)	(H26対 応方針 (ii)1ポ ツ目) 省令 (上記以 外) 検討予 定 (H26対 応方針 (ii)1ポ ツ目) 平成27 年9月4 日 (上記以 外) 未定 (「今後 の予定」 参照)	平成29年度の構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会において、評価・検討を実 施し、食事提供の外部搬入について、「その 効果やニーズが一定程度認められる一方、 課題も多く、全国展開は時期尚早」であると された。 平成29年度の構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会にて、下記の対応をとるこ ととされた。 ・関係府省庁は、認定こども園の食事提供 のリスク低減のため、具体的な方策を検討 し、その実施を各施設に求め、調査等によ るモニタリングにより実施状況及び効果を検 証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施 する。 ・令和3年12月に保育所等における食事の 提供体制に関する実態調査を改めて行っ た。その結果等を踏まえて、令和4年5月13 日の構造改革特別区域推進本部評価・調 査委員会において、令和7年度までに改め て評価を行うこととされた、特例(920)の全 国展開に関する議論の結果を踏まえて改め て評価を行うこととされた。	構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、令和7年度末までに改めて評価を行うこととされた、特例(920)の全国展開に関する議論の結果を踏まえて、改めて評価を行う予定。	